

日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針（改訂案）

平成19年 6月15日 決定
平成23年 7月12日 改訂
平成27年 月 日 改訂
日本司法支援センター評価委員会

本基本方針は、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の行う業務について、総合法律支援法（以下「法」という。）第41条の2の規定に基づき行う実績評価に必要な事項を定めるものである。

1 各評価の目的・趣旨・基本方針

評価委員会が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

(1) 年度評価

① 法第41条の2第1項第1号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（以下「年度評価」という。）は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、支援センターによる自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、支援センターの業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

③ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、支援センター全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく支援センター全体の評定に反映させるなど、当該年度における支援センターのマネジメントの状況にも留意するものとする。

④ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して支援センターが自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価，期間実績評価）

① 見込評価

- i 法第41条の2第1項第2号に定める，中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（以下，「見込評価」という。）は，評価の結果を中期目標期間終了時の支援センターの業務の継続その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
- ii 見込評価は，中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ，支援センターの中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し，中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い，その結果に基づき，新中期目標が適切に策定されるよう留意する。
- iv 「1(1)年度評価」の③及び④については，見込評価においても準用する。その際，「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

② 期間実績評価

- i 法第41条の2第1項第3号に定める，中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下，「期間実績評価」という。）は，中期目標の変更を含めた，業務運営の改善等に資することを目的とする。
- ii 中期目標期間終了時において，中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ，支援センターの中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し，中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに乖離がある場合には，期間実績評価時にその原因を分析するとともに，中期目標等の変更の必要性についても検討することができる。
- iv 「1(1)年度評価」の③及び④については，見込評価においても準用する。その際，「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

2 自己評価結果の活用等

- (1) 評価委員会は、法第41条の2第2項に基づき、支援センターに対して、評価委員会の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）の作成を求める。
- (2) 評価委員会は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。支援センターから質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。
- (3) 評価委員会は、支援センターの業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、支援センターの長のマネジメントの妥当性などについて評価を行う。

3 評価単位の設定

項目別評定は、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、よりの確な評価を実施するため、より細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

4 評価の方法等

評価委員会は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

(1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 支援センターに対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
- ② 評価に当たって支援センターの長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、支援センターの実情を踏まえた的確な評価を実施する。
- ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
- ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
- ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の

対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとまりごとの財務情報等を活用する。

- ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
- ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
- ⑧ 支援センターの過去の実績との比較・分析を行う。
- ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

- i 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）
- ii 支援センターに対する現地調査
- iii 同業種の民間企業との比較・分析

(2) 評価の視点

業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、支援センターに対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う。

5 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

評価は、評価単位に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

(1) 年度評価

- ① 項目別評定
 - i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

- 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。

S：支援センターの活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：支援センターの活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満）。

- なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）

D：目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確

に記述する。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることにについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、支援センターの実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 支援センターの自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成等について具体的かつ明確に説明するものとする。

エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述することができる。

オ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

カ 評価委員会の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要

- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評価に影響を与える事象

- ・ 支援センター全体の信用を失墜させる事象など、支援センター全体の評価に影響を与える事象
- ・ 中期目標の冒頭で定められる支援センターの役割の達成について特に考慮すべき事項・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評価

ア 評語による評価は、項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案して行う。

イ 評価は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は、以下のとおりとする。

S：支援センターの活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：支援センターの活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を求める。

iii 総合評価の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評価において十分に考慮するものとする。

イ 支援センター全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評価を基礎とした場合の評価から更に引下げを行うものとする。特に、支援センター組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、

他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ウ なお、「提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価，期間実績評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として，S，A，B，C，Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は，以下のとおりとする。

S：支援センターの活動により，中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で，かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：支援センターの活動により，中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており，改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており，抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち，内部統制に関する評価等，定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や，一定の条件を満たすことを目標としている場合など，業務実績を定量的に測定し難い場合には，以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

- A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。
D：目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要

ii 項目別評定の留意事項

- ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。
- イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることに
ついて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるに
ふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的
かつ明確に記述するものとする。
- ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、支援センターの実績が最上級の評
定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的
かつ明確に記述するものとする。
具体的には、質的な面として
- ・ 支援センター法人の自主的な取組による創意工夫
 - ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
 - ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成等について具体的かつ明確に説明す
るものとする。
- エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述
する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善
方策を記述することができる。
- オ 評価委員会の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため
具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとし
る。
- カ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時
の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅
な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。
- キ 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点
等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による

全体評定に基づき、支援センター全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 支援センター全体の信用を失墜させる事象など、支援センター全体の評定に影響を与える事象
- ・ 中期目標の冒頭で定められる支援センターの役割の達成の状況
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

エ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：支援センターの活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：支援センターの活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要す

る。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており，抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア 見込評価においては，評定の他，以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
- ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

イ 期間実績評価においては，評定のほか，以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については，総合評定において十分に考慮するものとする。

エ 支援センター全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には，その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に，支援センター組織全体のマネジメントの改善を求める場合には，他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

オ なお，中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には，他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

カ 見込評価においては，評価単位の設定，評価指標，総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

6 評価書の作成

(1) 評価書の様式

法第41条の2第4項の評価の結果（以下「評価書」という。）は，評価委員会が定める様式に基づき作成するものとする。

(2) 記載すべき事項

評価書は，以下の事項を記載するものとする。

① 評価の概要

i 評価対象に関する事項

ア 法人名

イ 対象年度（年度評価）

ウ 対象期間（中期目標期間評価）

ii 評価の実施者に関する事項

iii 評価の実施に関する事項

ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続

イ 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要（構成員、意見聴取等の活動実績等）

iv その他評価に関する重要事項

② 総合評定

i 評語による評定

ii 記述による全体評定

iii 支援センターが実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策

v 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

vi 中期計画の変更が必要な場合には当該事項

vii 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

viii 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

③ 項目別評定の総括表

i 項目別評定で付された評語の経年による一覧表示

ii 各項目に付された重要度・難易度が分かるように記載

iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。

④ 項目別評定

i 当該事務及び事業に関する基本情報

ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策，個別法の条文番号など）

イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号，行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し，対応する達成手段を明らかにする。）

ウ 当該項目の重要度，難易度（目標策定の際に定めたものを記載）

ii 主要な経年データ

ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報

イ インプット情報（予算額，決算額，経常費用，行政サービス実施コスト，人員数など）

iii 目標，計画，評価に関する事項

ア 対応する中期目標・中期計画・年度計画

イ 業務の実績，自己評価

ウ 用いた評価指標，評価の視点

エ 評定及びその根拠

オ 業務運営上の課題及び改善方策

カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要

キ 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析，財務分析など）

(3) 記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し支援センターの業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ，曖昧又は冗長な表現は排除し，簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど，一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は，それぞれ並列して表記し，見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
- ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は，別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

7 評価結果の通知及び公表

- (1) 評価結果は，法第41条の2第4項に基づき，支援センター及び独立行政法人評価制度委員会に遅滞なく通知するものとする。

(2) 評価結果は，法第41条の2第5項に基づき，遅滞なく公表するものとする。

8 評価基準の見直し

本評価基準は，事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。